



2020 軽検検第 109 号
令和 2 年 5 月 21 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

軽自動車検査協会
理事長



事務所等における申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

平素より、当協会の業務について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、検査対象軽自動車の新規検査申請等を予定通り実施できないまま、添付書類の有効期間が満了してしまうおそれがあることから、添付書類の再発行に伴う申請人の方や発行官署の負担を軽減するため、別添のとおり、添付書類の有効期間を延長する取扱いを実施いたします。

つきましては、貴会会員様への周知よろしく願いいたします。